

岩手県告示第648号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和2年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定の更新の年月日
油町薬局	盛岡市本町通一丁目11番25号	精神通院医療	令和2年10月1日
みつばち薬局	盛岡市月が丘一丁目1番63号	精神通院医療	〃
町立西和賀さわうち病院	和賀郡西和賀町沢内字大野13地割3番地12	精神通院医療	〃
西和賀すみれ薬局	和賀郡西和賀町沢内字大野13地割3番地22	精神通院医療	〃
医療法人希望会希望ヶ丘病院	陸前高田市高田町字大隈8番地6	精神通院医療	〃
フジクラ訪問看護リハビリステーション	釜石市栗林町第22地割14番地5	精神通院医療	〃
竹下医院	久慈市中の橋一丁目5番地	精神通院医療	〃
リードファーマシー	九戸郡洋野町種市第23地割113番地20	精神通院医療	〃